

官報

号外 昭和三十三年二月十二日

第四十六回 衆議院會議録 第七号

昭和三十三年二月十二日(水曜日)

議事日程 第六号

昭和三十三年二月十二日

午後一時開議

第一 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
第二 日本鉄道建設公団法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明及び質疑
日程第一 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
日程第二 日本鉄道建設公団法案(内閣提出)

午後一時十一分開議
○議長(船田中君) これより會議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 議院運営委員會の決定により、内閣提出、所得税法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。大蔵大臣田中角榮君。

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 所得税法の一部を改正する法律案につきましては、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、今後におけるわが國の社会経済の進展に即応する基本的な租税制度を確立するため、一昨年、税制調査會を設け、鋭意検討を加えてまいりました。が、昨年末、同調査會から、最近における経済情勢の推移に応じて、現行税制につき、さしあたって改正を必要とする事項について、「昭和三十三年度の税制改正に関する臨時答申」を得たのであります。その後、政府におきまして、同答申を中心にさらに検討を重ねた結果、昭和三十三年度におきましては、中小所得者に重点を置いて、所得税の負担を軽減するとともに、当面要請されている企業資本の充実と設備の更新を促進し、産業の国際競争力の強化に資する等のための措置を講ずる

ることとし、国税において平年度千三百七十億程度の減税を行なうこととしたのであります。これらの税制改正諸法案のうち、今回ここに所得税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その大要を御説明申し上げます。

まず、所得税につきまして、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をはかることとしております。すなわち、基礎控除を現在の十一万円から十二万円に、配偶者控除を現在の十萬五千元から十一万円に、それぞれ引き上げることとするほか、五百円の扶養控除額が適用される年齢区分を現在の十五歳以上から十三歳以上に引き下げて、その範囲の拡大をはかるとともに、十三歳未満の扶養親族の扶養控除額につき、現在の三萬五千元を四万円に引き上げることとしております。

また、最近における給与支給額の上昇等を考慮いたしまして、専従者控除について、青色申告者の場合は、年齢二十歳以上の専従者の控除限度額を現在の十二萬五千元から十五万円に、二十歳未満の専従者の控除限度額を現在の九萬五千元から十二万円に、白色申告者の場合は、その専従者の控除額を現在の七萬五千元から九万円に、それぞれ引き上げることとするほか、特に、給与所得者の負担の現状に顧み、給与所得控除について、定額控除を現在の一万円から二万円に、控除限度額を現在の十二万円から十四万円に、それぞれ引き上げることとしております。

以上申し上げました諸控除の引き上げにより、夫婦三人、計五人家族の標準世帯を例にとりますと、所得税が課されない所得の限度は、給与所得者では、現在の約四十三万円までが約四十八万円までに、事業所得者のうち、青色申告者については、現在の約三十九万円までが約四十三万円までに、白色申告者については、現在の約三十三万円までが約三十七万円までに、それぞれ引き上げられることとなるのであります。

次に、退職所得の特別控除額について、現在、在職期間の年齢区分に応じまして控除額に差が設けられておるのを、年齢区分を廃止しまして、一律に勤務一年につき五万円に引き上げるほか、住宅または家財について支払った損害保険料について、保険期間等が十五年未満の短期の火災保険の場合は二千元を、保険期間等が十五年以上の長期の建物更生共済等の場合は五千元を、それぞれ限度としてこれを課税所得から控除する損害保険料控除制度を創設することとし、なお、生命保険料控除の限度額、譲渡所得等の特別控除額、寄付金控除の控除対象限度額等についても、それぞれその引き上げをはかることとしておるのであります。

その他、所得税制の整備合理化措置の一環として、短期保有の資産の投機的な譲渡による所得に対する課税について半額課税等の方式をとらないこととする等、所要の規定の整備をはかることにいたしましたわけでありまして、以上、所得税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。(拍手)

所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。武藤山治君。

〔武藤山治君登壇〕

○武藤山治君 私は、ただいま趣旨説明のありました所得税法の一部を改正する法律案に対しまして、総理大臣並びに大蔵大臣にお尋ねをいたしたいと存じます。

池田総理は、施政方針演説の中で、「國民の一人一人が働く意思とすぐれた創造力を自由に遺憾なく発揮し、豊かで平和な生活を営み得る社会をつくることとは、政治の究極の目標である」と述べております。この認識は、与党、野党を問わず、政治家として共通の目標として認識をしなければならぬ点だろうと考えます。問題は、いかなる方法をもつてこの究極の目標を実現するかというところに問題がひそんでおると思ふのであります。消費者物価が年々上昇して生活を圧迫し、実質生活水準は停滞し、金融引き締めで倒産が続出するといふ経済変動の激しい今日の様相は、総理の言われる政治目標とはほど遠い現況ではないでしょうか。

(拍手) もちろん総理みずから、「この目標を達成せんとする福祉國家の眞の姿を実現する道は平たんではなく、困

昭和三十一年二月十二日 衆議院會議録第七号 所得税法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する武藤山治君の質疑

難が予想されます。」とも述べており
ます。池田総理は、経済成長率に気を
奪われ過ぎ、数字の魔術師のごとき態
度で、所得倍増論をぶち回してまいり
ました。しかし、経済成長が高ければ
それでよいというものではないのであ
ります。かのアメリカは、一九四八年
から一九六〇年の十二年間に国民総生
産を倍増いたしました。しかし、倍増
の内容はどうかというならば、実質的
増加がその五分の三、五分の二がイン
フレーションによるものであって、国
民の所得水準というものが、この国民
総生産の倍増に比例して生活水準が高
まっていまいというところに大きな問
題があるのであります。五分の二の部
分が、貨幣価値の下落、すなわち物価
騰貴による成長であったのでは、国民
が豊かで平和な生活などとは、のんきな
ことを言っておるわけにはまいらぬと
思うのであります。

今日、わが国の財政政策として考え
なければならぬことは、物価騰貴と
いう現実にはマツチした所得倍増政策で
なければならぬはすでありま。か
かる観点から、私は、租税の高課税に
徹底したメスを入れ、実質生活の向上
をはかり、国民の可処分所得を一挙に
増大する財政政策が必要であると信ず
るのです。しかも、総理は、国際収支
の逆差原因を、予想以上の経済の拡大、
すなわち輸入の増加だと説明し、
「需要面の要素で特に行き過ぎた増大
が見られたわけではありません。」とこ
う述べておられます。すなわち、可処分
所得が増大され、有効需要が極端に拡大
されたために経済が混乱をしておる事
態ではないことを、はっきり答弁いた
しておるのであります。このことか

ら、私は、当然国民の可処分所得の増
加策をとつても日本の経済には決して
支障がないと判断をいたしたのでありま
す。

すなわち、ここで政府の減税の方針
を見ますと、昨年一昨年も、政策
減税と称して大企業中心の減税を行な
い、利子配当の所得者に対する優先的
恩恵を与える政策減税を行なつてきま
した。私は、これこそまさに主客転倒
の減税の姿勢ではないかと思うので
す。個人個人が働く意思と創造力を発
揮し、平和で豊かな社会をつくること
とが実践されるためには、何といつて
も個人の生活水準を高める大減税を行
なわなければならぬと私は思うので
す。こういう立場から、今回提案され
た所得税の減税は、減税の名に値しな
い、まことに不満なやつぱりの減税
であります。池田総理はこれに對
して、所得税の減税はこれで足れり
とお考えになっておられるのか、総理の
所見のほどを伺つておきたいのであり
ます。(拍手)

第三に、昨年十二月六日、税制調査
会から所得税法及び法人税法の整備に
関する答申がなされました。その答申
は、多くの改善すべき点を指摘し、一
般納税者にわかりやすい法令体系にす
ること、租税法主権のたてまを根
本として法律、政令、省令、通達など
の税法整備の見地から検討を加えよと
いう趣旨で始まり、非常に多くの点で
われわれに改善を迫る答申がなされて
おるのであります。この答申のどのよ
うに総理大臣は受けとめておられるか。
また、答申を実施するという立場に立つ
ならば、いつごろからこの整備に關す

る答申を実施しようと考えておられるか、
総理の御所見を伺つておきたいと思ひ
ます。

次に、大蔵大臣にお尋ねいたします
が、田中さんは、二月七日の予算委員
会で、歳入見直しについて有馬議員
から質問を受け、「従来のように、ど
うも自然増収が大きくなるから、初め
から意図して低く見積もつたのだとい
うようなことは困るので、明年度は
名目九・七％、成長率一ぱい見直し
をしておる」と答弁いたしておられ
ます。しかし、財政当局は、編成作業の
当初において、三十九年度のGNP成
長率一・二％として六千五百億円の自然
増収が算定されると発表されておられ
ました。ところが、一・二％の成長率で算
定して六千五百億円の自然増が算出さ
れるのに、本予算では成長率九・七％
と、より低い見通しにもかかわらず、
自然増収額が六千八百二十六億円で逆
に増加したのであります。まことに陳
腐な計算であるとは考えます。そこ
で、成長率を二・二％と見込んでの今回
の税収計算をしたとも考えられます。
その他について大蔵大臣は、九・七％
で間違いない計算をいたしたとお答
えになります。もしそうだとするなら
ば、財政当局が年末に一・二％を基礎に
して計算した六千五百億円の自然増収
は間違いないか、いすれが間違ひ
であるかを明らかにいたしてもらいた
いと思うのであります。さらに、九・
七％を前提として確かに目一ぱい計算
を計上したというならば、財政当局と
してはおそらく一千億円のしくは二千
億程度の補正財源は当然予想しての
見積もりだと思ひますが、大臣は補正
財源がどのくらい予想されるか、予想

の額でけつこうでありますから、明
らかにいたしてもらいたいと思ひので
あります。

次に、租税特別措置が近年恒久化さ
れ、既得権となつて年々増加の一途を
たどつております。昭和三十一年度の
特別措置による減収すなわち減税額
は、国税でおよそ二千三百億、地
方税で一千五百億を下らないと私は
判断いたします。これらの特別減税措
置を減らし、所得税、小企業の法人税、
間接税の減税を大幅に断行すべきであ
ります。政府は、特別措置を拡大こ
そす、公平原則を踏みにじる態度を
とつております。今回も輸出所得控除
制度の廃止と引きかへに、名目を変え
て特別措置の拡大をしようといひ
おられます。私も、租税特別措置を
整理して、一そう公平な税制を実現せ
んとするものであります。なぜ租税
特別措置の整理縮小をしないのか、で
きないのか、大臣の所見を承りたいの
であります。

次に、所得税の内容に入つてまいり
ますが、政府は二千億円の減税を大幅減
税だと宣伝をされておりますが、大幅
減税といわれた本昭和三十一年度で
当初の自然増収に對して一六％の減
税であるのに、三十九年度は一・二％に
低下しております。一般会計予算に對
する比率、分配国民所得に對する比
率、ともに前年度より本年は少なく
なつております。租税負担率から見
ても、二・二・五％と負担率は高ま
り、昨年より一％上回つておることも
皆さん御存じのとおりであります。
減税とは一体どういふことなのか、
しょうか。個人の税額を前年より減ら
すといふことなのか、所得増加に伴う

増税を緩和することなのか、大蔵大臣
は減税の概念をどのように把握して
おられるか、明らかにしてもらいたいので
あります。(拍手)特に問題なのは、減税
の内容であります。現時点における所
得税減税は、物価騰貴に對する事後的
調整といふべきであつて、それはあく
まで事後的調整にすぎないのであり
ます。昭和三十一年度の物価高には何ら
の対応措置がなされてないののであり
ます。これで減税と言ふのか。物価
騰貴を調整するにすぎないではない
か。総理府統計局の発表によれば、昨
年の一カ年間の消費者物価は、三十七
年に比べ七・六％の上昇、三十七年度
の六・八％を上回つております。しか
も、本年一月の騰貴率は昨年十二月と
同率の上昇であり、三十九年も政府経
済見通しによる四・二％にとどまると
は考えられない。かなりの生活圧迫を
もたらす消費者物価の上昇となるであ
ろうことは、やや確実であります。し
かるに、政府は、所得税減税をわずか三
十九年度六百四十九億、平年度七百三
十六億しか行なわないのであります。
この税制案がいかに不満足、不合
理なものであるか、私は、以下具体的
な点を二、三摘出して、皆さんの検討
をいたしたいと思ひるのであります。

給与所得者の場合、納税人員は前年
比四％の増で、百五十万七千人の増加
になり、低所得者が新たに納税者に加
えられる割合は一・九％と拡大される傾向
です。しかも、課税最低限はお話にな
らない低さであります。試みに給与所
得者の独身者の場合、年にボーナスを
二回、かりに四月分給与をもらう若
い人を例にとつて考えた場合に、月給
一万一千円余りで所得税がかかるので

あります。高等学校を卒業して就職すると直ちに所得税をとられるパーセン
トは、六四・五％の人たちが納税人員
に加えられるのであります。日本と同
じように戦争に負けた西ドイツはいか
がでしょう。独身者課税最低限は二十
五万九千余円ではないですか。総理
は、先進国家の仲間入りをした日本、自
由主義陣営の柱に加えられる日本と、
口を開けば大いに日本の今日の成長を
謳歌いたしますが、戦争に負けたドイツ
と比較をして、いかに日本の国民の
税負担が重いかということがこの一事
をもつて明らかであります。(拍手)

特にけしからぬのは、わが国の場
合、家族構成が多くなるに従つて、先
進諸外国との開きがますます大きくな
るといふこととあります。課税最低限
は、昭和三十五年と比較いたしました
も、三〇％程度しか増加いたしてあり
ません。この増加率は、人事院調査によ
る標準生計費の増加割合を下回り、生
活保護家庭における扶助基準額の上昇
率と比較しても下回るのであります。
しかも、生計費計算の基礎が、全く実
情から遊離した資料をもとにしていて
といわざるを得ません。税制調査会の
資料によると、成年男子一日当たり、
主食三食で四十八円八十六銭、副食百
一円十八銭、一日に百五十四円四銭で三
食を食べるといふ計算であります。皆
さんの近所、知り合いの中で、三食百
五十四円四銭の生活をしておる人が何人
おられますか。かような現実と遊離した
生計費計算をもとにして今日の課税最
低限度を計算するに至つては、まさに
ナンセンスといわざるを得ません。か
かる生活状態を想定して計算した消費
支出金額でも、一世帯五人以上の家族以上の

家庭では、課税最低限を上回る生活費
であるということと税調もはつきり認
めております。

以上のごとき、政府の所得税課税方
針はまことに過酷であつて、低所得
者、中所得者以下の人たちに對しては
まことに冷淡しごくであると思つてさ
るを得ません。(拍手)私は総理大臣の責
任なしと思つておられます。税調があ
るからと税調を隠れみのに悪用する向
きもあるが、政府が改善を要望すれば
一朝にして改善できるものでありま
す。総理大臣の所見のほどを伺いた
いと思つておられます。

三十八年度税制改正は、所得税二百
七十七億、租税特別措置二百四十六億
円と、所得税と租税特別措置の減税が
やや同規模の減税でありました。これ
では所得税減税が少な過ぎ、大金持ち
や大企業にますます有利ではないかと
田中大蔵大臣を当時追及いたしまし
た。田中蔵相は、米年度は所得税を中
心に大幅減税を断行すると、再三にお
たり答弁したのではないでしようか。
しかも、税調答申を徹切り、配偶者控
除、扶養控除を税調が一万円引き上げ
案だったのを五千元に値切り、ついに
生計費に食い込み、物価騰貴を調整す
ることすら忘れたのが、本年の減税方
針であります。今回配偶者控除、扶養
控除をわずかに五千元ずつ引き上げた
が、これは三十八年度で当然行なうべ
きものでありまして、三十九年度は引
き上げしなかつたのにひどいといわ
ざるを得ません。

かぬ今回の処置であります。それは給
与所得者の給与所得控除の引き上げに
ついてであります。定額控除後の残額
について税制調査会の答申は、五十
万円まで二〇％、五十万円をこえて
一〇％、最高十五万円の答申をしたの
であります。この答申すら政府は無視
し、四十万円まで二〇％とし、最高十
四万円にとどめ、そのため税調案より
増税になった金額は九十四億円であり
ます。日本の労働者が自民党を支持し
ないから、あるいは労働組合が社会党
を支持しておるからという偏見によつ
て、かかる勤労控除の仕打ちに對しま
しては、公平なる政治と断じて言うこ
とができます。(拍手)私は大蔵大臣
にお尋ねをいたしたいのは、何ゆゑに
給与所得者の控除の税制調査会答申を
守らなかつたのか。これだけの政府の
大予算の中で、九十四億円の減税を勞
働者から取り上げるゆゑんは一体何に
あるのか、その理由を明らかにして
いただきたいのであります。(時間だ
ぞといふ者あり)

さらに最後に、時間だと御忠告もご
ざいますから、一問申し上げて降壇を
いたしたいと存じます。
それは、所得者間の課税最低限の均
衡という問題であります。標準世帯、
青色申告業者で配偶者が専従の場合を
例にして考えてみますならば、四十三
万二千六百七十円、給与所得者は四十
八万五千三百六十九円でありまして、
その差額五万二千六百九十九円もござ
います。事業所得の場合、所得の捕捉
が正確でないといふのでこの差を認め
ておるのか。租税負担の公平原則から
見て、これだけのアンバランスをどう
したらよろしいのか、このまま放置し
てよいと考えるか、この点大蔵大臣の
所見を伺つて、時間の通告がございま
すから、降壇をいたしたいと思いま
す。(拍手)

【國務大臣(田中角榮君) 租税負担の
○國務大臣(池田勇人君) 租税負担の
軽減をはかりますことは、民主政治の
最重要政策でなければなりません。し
たがいまして、われわれは、過去十数
年間、ほとんど毎年のごとく減税を実
施してきておるのであります。こと
に、最近の日本の経済力の上昇にかん
がみまして、三十九年度は、平年度二
千百八十億円という、いまだかつてな
い画期的な減税をすることにいたしました
のであります。しかも、その減税の内
容は、所得税、住宅税を中心として行
なつております。ただ、国際競争力強
化のため、また、未長き日本経済発展
のために、企業減税もある程度加味し
てゐることは御承知のとおりでござい
ます。私は、いまの状況におきまし
て、国民一般の標準生計費を考えなが
ら、今回の税制は最もよい税制改正案
と考えております。

その第一点は、三十九年度の成長率
九・七％と見た場合、六千八百二十六
億は過大ではないか、しかも、当初案
一二％と成長率を算定した場合、六千
億ないし六千五百億と言つたのに、い
ずれが正しいかという御質問でござ
います。当初一二％と見ましたのは、御承
知のとおり、三十八年度の経済成長率
が非常に低いものでござえて、まだ未
確定要素の状態において三十九年度を
算定したわけでございます。ところが、
御承知のとおり、三十八年度の下期、
すなわち第三・四半期、第四・四半期
の経済成長率が非常に高いので、しか
も、いま御審議を願つております第三
次の補正予算案をあらにすればおわ
かりになるのとおり、今年度において自
然増収がすでに二千億余見込まれるわ
けであります。そのように経済成長率
が高いので、三十八年度の基本ベース
が高くなりましたので、三十九年度の
経済成長率を、三十八年度の八・一％
より下げても、税の自然増収は多くな
るわけでありまして、でありますから、
六千八百二十六億円の税収見込みも
は、名目九・七％、実質七％で、積み
上げ方式によつて算定したものであり
ますから、適正な歳入見積り規模だ
と考えておるわけでありまして、そこ
で、ちよつと申し上げますと、経済成長
率と税収との関係は、時間的にズレが
ございます。でありますから、三十八
年度の下期の成長率の高い時代の法人
税収入等が三十九年度の上期にすれ込

【國務大臣(田中角榮君) 私からお答
えいたしますものが四、五点ございま
すから、お答えをいたします。
○國務大臣(田中角榮君) 租税負担の
軽減をはかりますことは、民主政治の
最重要政策でなければなりません。し
たがいまして、われわれは、過去十数
年間、ほとんど毎年のごとく減税を実
施してきておるのであります。こと
に、最近の日本の経済力の上昇にかん
がみまして、三十九年度は、平年度二
千百八十億円という、いまだかつてな
い画期的な減税をすることにいたしました
のであります。しかも、その減税の内
容は、所得税、住宅税を中心として行
なつております。ただ、国際競争力強
化のため、また、未長き日本経済発展
のために、企業減税もある程度加味し
てゐることは御承知のとおりでござい
ます。私は、いまの状況におきまし
て、国民一般の標準生計費を考えなが
ら、今回の税制は最もよい税制改正案
と考えております。
なお、次に、わかりやすい税制とい
うこととございます。御承知のと
おり、負担の均衡を正確にはかるとい
うためには、文章その他がなかなかむ
ずかしいのでございます。これは
從來からいわれておることとございま
すが、われわれは、お話のように、で
きるだけ一般の方々へ税法がわかりや
すいように改めることを、いま調査会
に諮問して検討を続けておるのであり
ます。
ほかは大蔵大臣よりお答えすること
にいたします。(拍手)

昭和三十九年二月十二日 衆議院會議録第七号

所得税法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する武藤山治君の質疑
例に關する法律案

昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特

九四

みますので、このように見積もられることは御承知のとおりでございます。
第二点は、補正財源はあるのかという点でございますが、一般会計の予算を組んで御審議を願っておるときに、補正財源云々を申し上げることはいかにかと思ひます。しかし、災害等に関しましては、御承知のとおり、三十九年度の予算に百億の災害予備費を計上してございまして、これによって対処いたしたいと考えておるのであります。

二十六億の自然増収を見積もりましたけれども、三十九年度の特種な事情として、前年度剰余金の減が千八百億になるわけでありまして、六千八百億から千八百億ないし千九百億を引きますと、四千九百億程度の歳入増であります。この当該年度における歳入増と当該年度における減税額との比率が問題なわけであります。この問題につきましまして、十分御承知のとおり、一七・一％でありまして、昭和三十一年以降最大の減税規模であるということも御承知のとおりであります。

それから、課税最低限五人家族の場合が少くないではないかということですが、減税によりましては、四十七万一千円というふうに見込まれる最低限を四十八万五千円程度まで引き上げておるわけであります。ところが、五人家族においては、わずかの差が一萬四千円しかないものでありますけれども、三人家族、二人家族、独身者によつて見ますと、多いものは五万円も開きがあるわけでありますので、これらの計数に対しては御検討をわづらわしたいと思ひます。

それからその次に、租税特別措置の整理統合、廃止について、どう考えるかという点でございますが、御承知のとおり、租税特別措置法というものはいろいろ議論のあるところであります。租税の公平の原則から考えますと、できるだけ整理統合すべきであるという議論が存することは当然であります。しかし、日本のように、戦後の困難な情勢に対処して今日の経済を拡大してき、われわれ国民の生活基礎を確保してまいるには、ある時期において時間を限つて特別な措置が必要であることもまた事実であります。御承知のとおり、三十九年度の減税を契機として考えますと、IMF八条国への移行、OECD加盟等の開放経済に向かう特殊な条件がありますので、これらの国際競争力に対処する等のため租税特別措置が必要であることもまたお認めいただけたらと思ひます。

これらの問題に対しては、税制調査会の答申をまねながら処置してまいりたいと考えています。

その次は、三十九年度の減税規模が小さいのではないかと、六千八百億ありますが、御承知のとおり、六千八百

でワクを広げて前向きに対処したわけでありまして、これを見送つたことは事情御承知の承けたかと思ひます。税制調査会の答申は二千三百八十億余でございましたけれども、これは輸出所得控除の当然増徴分を引かない数字でありまして、政府原案ではこれを引いてありますので、總体的な結論的な数字から申し上げますと、税制調査会よりも約五十億上回る減税を行なつておるといふ事実を申し上げて答弁をいたしたいと思ひます。

(拍手)
○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案(内閣提出、参議院送付)
○議長(船田中君) 日程第一、昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案を議題といたします。

昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年二月七日
参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 船田中君

昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に關する法律案
1 米穀の生産者が、その生産した昭和三十八年産の米穀を政府に充

り渡す旨を昭和三十八年九月二十日(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日)までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十九年二月二十九日までに政府に充て渡した場合、当該生産者の昭和三十八年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売却の時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十八年九月三十日まで
に充て渡した米穀については、
玄米換算正味六十キログラムにつき、七百円

二 昭和三十八年十月一日から同
月十日までの間に充て渡した米
穀については、玄米換算正味六
十キログラムにつき、六百二十
円

三 昭和三十八年十月十一日から
同月二十一日(北海道、青森県、
岩手県及び宮城県において生産
される米穀については、同月二
十三日)までの間に充て渡した
米穀については、玄米換算正味
六十キログラムにつき、五百四
十円

四 昭和三十八年十月二十二日
(北海道、青森県、岩手県及び

宮城県において生産される米穀
については、同月二十四日)か
ら昭和三十九年二月二十九日ま
での間に充て渡した米穀につい
ては、玄米換算正味六十キログ
ラムにつき、四百六十円

2 前項の場合において、同項第一
号から第三号までに規定する米穀
が、食糧管理法(昭和十七年法律
第四十号)第三条第二項の規定に
基づく政府の買入価格につき買入
れの時期に応ずる格差が設けられ
ていない米穀であるときは、当該
米穀についてのこれらの号に掲げ
る金額は、これらの号の規定にか
かわらず、四百六十円とする。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求
めます。大蔵委員長山田中君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕
〔山中貞則君登壇〕
○山中貞則君 ただいま議題となりま
した昭和三十八年産米穀についての所
得税の臨時特例に關する法律案につい
て、大蔵委員会における審議の経過並
びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和三十八年産の米
穀の集荷に資するため、生産者が同年
産の米穀を、事前充て渡し申し込み制
度に基づいて政府に対して充て渡した
場合、同年分の所得税について、その
充て渡し時期の区分に応じ、玄米百五
十キログラム当たり、すなわち一石当

たり一千七百五十円ないし一千五百五十円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

本案は、さきに参議院を通過して本院に送付されたものであります。慎重審議の後、昨十一日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本法案は委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 日本鉄道建設公団法案

(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、日本鉄道建設公団法案を議題といたします。

日本鉄道建設公団法案

右
国会に提出する。

昭和三十一年十二月二十日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本鉄道建設公団法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 業務(第十九条―第二十四条)

第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十四条)

第五章 監督(第三十五条―第三十六条)

第六章 雑則(第三十七条―第四十条)

第七章 罰則(第四十一条―第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本鉄道建設公団は、鉄道新線の建設を推進することにより、

鉄道交通網の整備を図り、もつて

経済基盤の強化と地域格差の是正

に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本鉄道建設公団(以下「公団」といふ)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京に置く。

2 公団は、運輸大臣の認可を受け、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、五億円と

第三項の規定により日本国有鉄道が公団の設立に際し出資する額及び附則第七条第二項の規定により日本国有鉄道から出資があつたものとされる金額の合計額とする。

2 政府は、公団の設立に際し、前項の五億円を出資するものとす

る。

3 日本国有鉄道は、公団の設立に際し、昭和三十一年度の日本国有

鉄道の予算の工事勘定に計上した建設費の額の額(前年度からの繰

越額を含む)から公団設立の時までに

におけるその項の支出済額を控除した額に相当する金額を出資するものとす

る。

4 政府及び日本国有鉄道は、必要があるとき認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができ

る。

5 公団は、前項の規定による政府及び日本国有鉄道の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければなら

ない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、日本鉄道建設公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員)の職務及び権限

第九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて運輸大臣に意見を提出することができる。

(役員)の任命

第十条 総裁及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

(役員)の任期

第十一条 役員は、三年とす

る。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

(役員)の欠格事項

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

三 日本国有鉄道の役員又は職員(非常勤の者を除く。)

四 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

五 運輸事業を営む者であつて日本国有鉄道と競争関係にあるもの又はその者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

六 前二号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員)の解任

第十三条 運輸大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適用しない認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

き。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

任命に係る役員を解任しようとする

るときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 公団と總裁又は副總裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 總裁及び副總裁は、公団の理事及び職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 公団の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 公団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 鉄道新線(鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)別表に掲げる予定鉄道線路及び同法附則第二項の鉄道線路であつて、公団の成立の時に於いて日本国有鉄道が営業を行なつてゐる区間

に係るもの以外のものをいう。以下同じ)に係る鉄道施設の建設を行なうこと。

二 前号の規定により建設した鉄道施設を日本国有鉄道に貸し付け、又は譲渡すること。

三 前号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行なうこと。

四 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 公団は、前項の業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けて、次の業務を行なうことができる。ただし、第二号の業務については、委託者が日本国有鉄道である場合に於ては、前項第一号の業務に直接関係のある場合に限る。

一 前項第一号の鉄道施設で高架のもの、建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他政令で定める施設を、当該鉄道施設の建設に伴つて公団が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二 委託に基づき、鉄道に関する工事並びにこれに関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

3 公団は、前項第一号の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

(基本計画)

第二十条 運輸大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号に掲げる業務につき基本計画を

定め、これを公団に指示するものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鉄道建設審議会に諮問しなければならない。

(工事実施計画)

第二十一条 公団は、第十九条第一項第一号の業務を行なうところときは、運輸省令で定めるところにより、前条第一項の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定により工事実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、日本国有鉄道に協議しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による運輸大臣の認可を受けたときは、工事実施計画に関する書類を、日本国有鉄道に提出しなければならない。

(鉄道敷設法の特例)

第二十二条 第二十條第一項の基本計画において公団が鉄道施設を建設することとされた鉄道新線については、日本国有鉄道は、鉄道敷設法第一条の規定にかかわらず、その敷設を行なわなければならない。

(鉄道施設の貸付け等)

第二十三条 公団は、政令で定めるところにより、日本国有鉄道に対し、有償で、第十九条第一項第一号の規定により建設した鉄道施設を貸し付け、又は譲渡するものと

する。ただし、運輸大臣が後進地域その他特定の地域の開発等のため無償とする特別の必要があると認めて指定した鉄道施設は、無償で貸し付けることができる。

2 公団は、前項本文の規定により鉄道施設を貸し付け、又は譲渡しようとするときは、貸付料又は譲渡価額について、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。貸付料を変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第二十四条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 公団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定により事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、日本国有鉄道に協議しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による運輸大臣の認可を受けたときは、事

業計画、予算及び資金計画に関する書類を、日本国有鉄道に提出しなければならない。

(財務諸表)

第二十七条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するとき

は、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないなければならない。

3 公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4 公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、日本国有鉄道に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第二十八条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び鉄道建設債券)
第二十九条 公団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は鉄道建設債券(以下「債券」といふ。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、運輸大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)
第三十条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)
第三十一条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他運輸大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金(財産の処分等の制限)
第三十二条 公団は、第二十三条に規定する場合を除くほか、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十三条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)
第三十四条 この法律に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章 監督
第三十五条 公団は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があるとき、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)
第三十六条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則
第三十七条 日本国有鉄道は、公団の業務の運営に必要な範囲内において、日本国有鉄道の建物その他の施設を公団に無償で貸し付けることができる。

(解散)
第三十八条 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)
第三十九条 運輸大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十九条第二項、第二十三条第二項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第二十九条第一項、第三十条又は第三十二条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十条第一項の基本計画を定め、又は變更しようとするとき。

三 第二十三条第一項ただし書又は第三十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第二十四条第二項又は第三十条の規定により運輸省令を定めようとするとき。

五 第二十七条第一項又は第三十三条の規定による承認をしようとするとき。

(他の法令の準用)
第四十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則
第四十一条 第三十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号の一に該当する場合又は、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十五条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第四十三条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公団の設立)
第二条 運輸大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 運輸大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(事業の承継等)

第六条 日本国有鉄道が日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十三条第一号の規定により運輸大臣の許可を受けて行なつてゐる鉄道新線の建設に関する事業は、公団の成立の日から、公団が第十九条第一項第一号の業務として行なうものとする。この場合においては、日本国有鉄道は、遅滞なく、当該事業に関する事務を公団に引き継ぐものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定により公団が行なうこととなつた業務について、公団の成立の日から起算して一月以内に第二十条第一項の基本計画を定め、これを公団に指示するものとし、公団は、その指示があつた日から起算して二月以内に第二十一条第一項の工事実施計画を作成して運輸大臣に提出しなければならない。

3 前項の工事実施計画に対する運輸大臣の認可があるまでの間は、第一項の規定により公団が行なうこととなつた業務は、運輸大臣の指示に従つて行なうものとする。

(権利及び義務の承継等)

第七条 前条第一項の規定により日本国有鉄道が許可を受けて行なつてゐる鉄道新線の建設に関する事業を公団が第十九条第一項第一号の業務として行なうこととなつた時において当該鉄道新線の建設に関する事業に關し日本国有鉄道が有する権利及び義務(政令で定める権利又は義務を除く)は、その時において、公団が承継する。

2 前項の規定により公団が日本国有鉄道の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際その承継される資産の価額(日本国有鉄道の会計における当該資産の帳簿価額をいう)から負債の金額を差し引いた額は、日本国有鉄道から公団に対し出資されたものとする。

(日本国有鉄道から公団に転出した復帰希望職員に關する公共企業体職員等共済組合法の特例)

第八条 公団の成立の際現に日本国有鉄道の職員である国鉄共済組合の組合員(公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十四号)以下この条において「法」という)の長期給付に關する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において「組合員」という。が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公団に使用される者(役員及び常時勤

務に服することを要しない者を除く。以下この条において「公団職員」という)となるため退職した場合において、その者が、公団職員となつた日から六十日以内に、国鉄共済組合の運営規則で定めるところにより、その引き続く公団職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条において「復歸したとき」という)の法第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を国鉄共済組合に申し出たときは、当該退職(以下この条において「転出」という)に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復歸希望職員」という)が引き続き公団職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復歸希望職員が引き続き公団職員として在職し、引き続き復歸したときは、法の長期給付に關する規定(第六章の規定を除く)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公団職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公団職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る療養給付については、この限りでない。

3 復歸希望職員及び公団については、当該復歸希望職員の転出の時にさかのほつて、法第六章(第六十六条第一項第一号及び第三号に掲げる金額に係る部分を除く)の規定を準用する。この場合におい

て、第六十四条第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十五条第一項中「組合員(前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「組合員」と、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「公団は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「公団若しくは公共企業体」と読み替へるものとする。

4 復歸希望職員が引き続き公団職員として在職しなかつたとき(引き続き日本国有鉄道に復歸したときを除く)は、国鉄共済組合は、運輸省令で定めるところにより、当該復歸希望職員及び公団に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現に日本鉄道建設公団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 公団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に好まり、昭和三十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条 公団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるの

は、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(鉄道敷設法の一部改正)

第十二条 鉄道敷設法の一部を次のように改正する。

第三条中「敷設」の下に「及日本鉄道建設公団ノ鉄道施設ノ建設」を加える。

第四条第二項中「日本国有鉄道」の下に「又ハ日本鉄道建設公団」を加える。

第六条第一項中「二十七人」を「二十八人」に、同条第二項ただし書き中「第六号及第七号」を「第七号及第八号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号と、第五号の次に次の一号を加える。

六 日本鉄道建設公団總裁
第七条第一項及び第八条中「第六号及第七号」を「第七号及第八号」に改める。

第九条第一項中「十三人」を「十四人」に改め、同条第四項中「日本国有鉄道」の下に「若ハ日本鉄道建設公団」を加える。

(公職選挙法の一部改正)
第十三条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百三十六条の二第二項第二号中「特定船舶整備公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

(土地収用法の一部改正)
第十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 日本鉄道建設公団が設置する鉄道の用に供する施設
(道路法の一部改正)

第十五条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第二十条 第一項及び第三十一条中「日本国有鉄道」の下に「若しくは日本鉄道建設公団」を加える。

(地方鉄道軌道整備法の一部改正)
第十六条 地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 第一項中「又は並行して」を「若しくは並行して」に、「運輸を開始した」を「運輸を開始し、又は日本鉄道建設公団が地方鉄道に接近し、若しくは並行して建設した鉄道路線を日本国有鉄道が借り受け、若しくは譲り受けて運輸を開始した」に、「又は並行する」を「若しくは並行する」に、「日本国有鉄道の当該鉄道路線」を「日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の当該鉄道路線」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 第二項中「阪神高速道路公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

(高速自動車国道法の一部改正)
第十八条 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項及び第三項中「日本国有鉄道」の下に「若しくは日本鉄道建設公団」を加える。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)
第十九条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二号中「日本国有鉄道」の下に「又は日本鉄道建設公団」を加える。

(登録税法の一部改正)
第二十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第二号中「日本国有鉄道」の下に「又は日本鉄道建設公団」を加える。

(印紙税法の一部改正)
第二十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条 第六号ノ四中「日本国有鉄道」の下に「又は日本鉄道建設公団」を加える。

(所得税法の一部改正)
第二十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条 第一項第四号の九中「特定船舶整備公団」の下に「及び日本鉄道建設公団」を加える。

(法人税法の一部改正)
第二十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条 第二号中「特定船舶整備公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

(地方税法の一部改正)
第二十四条 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条 第四第一項第二号中「特定船舶整備公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

第七十三条 第四第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

第三百四十九号の三に次の一項を加える。

17 日本鉄道建設公団が日本鉄道建設公団法(昭和 年法律第 号)第十九条第一項第一号の規定による鉄道路線の建設の用に供するため取得した土地及び同項第二号の規定により日本国有鉄道に貸し付けた鉄道路線の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(行政管理庁設置法の一部改正)
第二十五条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第十二号中「特定船舶整備公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

(建設省設置法の一部改正)
第二十六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条 第二十六号の二中「水資源開発公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)
第二十七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条 第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 日本鉄道建設公団を監督すること。

第二十一条に次の二項を加える。

7 鉄道監督局固有鉄道部に、日本鉄道建設公団監理官一人を置く。

8 日本鉄道建設公団監理官は、命を受けて、第二十七条第一項第五号に規定する事務を行なう。

第二十七条 第一項第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 日本鉄道建設公団に関すること。

第三十八条 第一項の表鉄道建設審議会の項中「鉄道新線の敷設」の下に「及び日本鉄道建設公団の鉄道路線の建設」を加える。

理由
鉄道交通網を整備することにより経済基盤の強化と地域格差の是正に寄与するため、日本鉄道建設公団を設立して、鉄道新線の建設を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長川野芳満君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕
〔川野芳満君登壇〕

○川野芳満君 ただいま議題となりました日本鉄道建設公団法案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、わが国の鉄道交通網を整備することにより、経済基盤の強化と地域格差の是正に寄与する目的をもちまして、国鉄にかわって鉄道新線の建設を行なわせるため、新たに政府及び国鉄の出資によって日本鉄道建設公団を設立しようとするものであります。

公団の資本金及び財源措置、公団の行なり業務、新線建設の決定方式並びに政府の監督等について、所要の規定を設けております。

本法案は、去る三十八年十二月二十日当委員会に付託され、本年一月二十九日政府より提案理由の説明を聴取、自來五回にわたって委員会を開き、慎重審議を行ないました。その内容の詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて、二月十一日、質疑の後、討論に入り、自由民主党を代表して細田吉蔵君より賛成、日本社会党を代表して

昭和三十三年二月十二日 衆議院会議録第七号 日本鉄道建設公団法案

昭和三十一年二月十二日 衆議院會議録第七号 日本鉄道建設公団法案 朗読を省略した議長報告

て肥田次郎君より反対、民主社会党を代表して玉置一徳君より反対の討論が行なわれ、採決の結果、本法案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。これを許します。泊谷裕夫君。

○泊谷裕夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、日本鉄道建設公団法案に反対の趣旨を述べます。

鉄道新線の建設は、国の産業開発、経済発展あるいは地域格差の是正のために、大きな役割を果たすものであります。私も社会党は、常に、国民経済発展のために、計画的な鉄道交通網の確立に努力を傾けてまいりましたところでありました。しかしながら、現状は、新線建設の必要数は三百三十一線であるのに、建設工事を進めている着工線はわずか四十八線で、着工予定の調査線は十五線の実情にあります。このように、新線建設が意のごとくならない根本的な原因は、鉄道建設審議会の答申が指摘しておりますように、鉄道新線の建設は、一般国民に与える有形無形の便益の増大と、国家経済に与える効果の多大なることにかんがみ、国家的な政策上の見地から論ずべきであって、日本固有鉄道の企業的立場からのみこれを論ずべきでないことを明らかにしております。したがって、矛盾解決の方法としては、鉄道新線の建設を、道路、港湾と同様に、政府の公共投資とする以外にないものと思望せられる、よって、今後の新線建設については、政府が公共事業として主

たる財源を負担することが適当であると述べておるのであります。このように、その必要資金が、国鉄の現状から確保できないのであります。したがって、その根本的解決策は、政府が、新線建設を公共事業として、主としてその費用を負担することにあります。しかるに、本法案は、この重要な点について何ら解決をしていないのであります。

次に、真に、わが国の経済基盤の強化と地域格差を是正するため、鉄道交通網の整備をはかり、樹立するならば、その根本的な方策と計画を樹立する必要があると主張する理由は、油田内閣が立案をいたしました所得倍増計画の交通体系小委員会、ローカル線については、特殊な線路を除いて、今後の建設を中止し、現在の路線も、国民経済に非合理的なものは撤去をして、自動車にゆだねるべきである、また、一般に、新規投資について十分に特殊性を検討し、果ては将来に残さないように注意すべきである、と書いてあります。このように、採算性を追求するあまり、従来、新線建設に積極的な意欲が見られなばかりか、今後、その姿勢に不安なしとはいいたしません。

本来、住民福祉向上に役立つよう、国全体の交通政策が、道路、鉄道、港湾、内航海運、航空、いわゆる陸海空と体系づけて計画が立案されなければなりません。かりに陸上運送だけでは、鉄道、バス、トラックと、総合的な立場に立って、科学的な検討が加えられなければならないと思います。今後の経済発展と地域の発展とも関連をいたしました十分な配慮がなければなら

ぬものであります。いやしくも、世間から政治路線と指弾を受けるような政治圧力によってそれが左右されやすい、場当たり的な無計画であってはなりません。

さらに、特に注意を払わなければならぬのは、道路、港湾については、すでに道路整備緊急措置法、港湾整備緊急措置法の立法化がなされ、一応五カ年計画のもと、その具体的推進には閣議決定などの条件を付して、十分とはいえないまでも、政府がその実施について責任を負う体制を整えておりません。しかるに、鉄道新線建設についてのみ、その立法措置に何ら触れておらないことは、問題解決の本質をばか

し、本法案は隠れた的役割を果たし、切実な国民の要望にこたえたものとは考えられません。

最後に、新線建設を具体的に促進する技術面から見ると、新線建設の隘路は、ただいま述べましたように、国鉄が公団かではなくて、国鉄の技術陣をもつてすれば、今日予定されております新線建設は、決して不可能ではございません。むしろ、国鉄の技術陣の手にまかされれば、かえって多くの障害が予想されるのであります。せっかく長い経験を持つ国鉄工事を、二つに分し、そのことは、不足を伝えられております工事要員の弾力的運用を失われ、公団役員、特に管理者のみが増加する国家的むだを生ずるのであります。

党は、日本固有鉄道が行なう鉄道新線建設の緊急かつ計画的な実施を促進するため、鉄道新線建設十カ年計画の策定と、その実施を要する国庫負担などについて必要な規定を設けようとして、鉄道新線建設緊急措置法を提出いたしました。政府案と対比して十分な審議を要請したのであります。討論不十分のまま、性急に政府案の成立を急ぎ、日本鉄道建設公団法によってすべてが解決するかのやうに世間を幻惑されるようなことは、政治的な責任をきかないのであります。(拍手)したがって、日本鉄道建設公団法に反対するものであります。

本法案も、やがて自民党諸君の教による成立を見ることがあります。願わくは、しよせん不可能と知りながら、悲願にもひとしい国民の切実な要望にこたえるべく、政府・与党の再考を願って討論を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終了いたしました。

採決いたします。

本法案の委員長報告は可決であります。本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

出席国務大臣
内閣総理大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 田中 角榮君
農林大臣 赤城 宗徳君
運輸大臣 綾部健太郎君
建設大臣 河野 一郎君
自治大臣 早川 崇君
出席政府委員
内閣法制局長官 林 修三君
運輸省鉄道監督局長 廣瀬 眞一君
自治省財政局長 柴田 護君

○朗読を省略した議長の報告
(常任委員辞任)
一、昨十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
塚田 敏君 渡 徹郎君
山田 長司君 高橋 順一君
山本 勝市君 久保田鶴松君
法務委員
久保田鶴松君 山田 長司君
外務委員
竹内 黎一君 松野 順三君
文教委員
社会労働委員
松山千恵子君 竹内 黎一君
農林水産委員
中澤 茂一君 檜崎弥之助君
河野 密君 横路 節雄君
運輸委員
高橋 順一君 長谷川 峻君
内海 清君 岩間 道行君
湊 徹郎君 玉置 一徳君
建設委員
玉置 一徳君 内海 清君

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。
午後二時四十分散会

昭和三十三年二月十二日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

予算委員	相川 勝六君	安藤 覺君
登坂重次郎君	保科善四郎君	
松野 頼三君	山本 勝市君	
巨 四郎君	河野 密君	
横路 節雄君	天野 光晴君	
大石 八治君	竹内 黎一君	
武市 恭信君	塚田 徹君	
横路 節雄君	中澤 茂一君	
橋崎弥之助君		
決算委員	相川 勝六君	
議院運営委員	鈴木 一君	
佐々木良作君		
(常任委員補欠選任)		
一、昨十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。		
内閣委員	山本 勝市君	高橋 禎一君
久保田鶴松君	渡 徹郎君	
塚田 徹君	山田 長司君	
法務委員	山田 長司君	久保田鶴松君
外務委員	松野 頼三君	竹内 黎一君
文教委員	松山千恵子君	
社会労働委員	松山千恵子君	
農林水産委員	河野 密君	横路 節雄君
中澤 茂一君	橋崎弥之助君	
運輸委員	岩動 道行君	渡 徹郎君
玉置 一徳君	高橋 禎一君	
長谷川 峻君	内海 清君	
建設委員	内海 清君	玉置 一徳君
予算委員	渡 徹郎君	天野 光晴君

武市 恭信君	大石 八治君
竹内 黎一君	塚田 徹君
稲葉 修君	中澤 茂一君
橋崎弥之助君	安藤 覺君
保科善四郎君	松野 頼三君
登坂重次郎君	山本 勝市君
相川 勝六君	河野 密君
横路 節雄君	
決算委員	
相川 勝六君	渡 徹郎君
議院運営委員	
鈴木 一君	佐々木良作君
(特別委員選任)	
一、昨十一日、議長において、次の通り特別委員を指名した。	
災害対策特別委員	
井村 重雄君	池田 清志君
稲葉 修君	上村千一郎君
浦野 幸男君	小笠 公昭君
小沢 辰男君	大久保武雄君
亀岡 高夫君	飯谷 忠男君
小島 徹三君	壽原 正一君
田澤 吉郎君	田中 正巳君
谷垣 專一君	塚田 徹君
中島 茂喜君	中山 榮一君
西岡 武夫君	藤井 勝志君
古川 文吉君	細田 吉藏君
松田 鐵藏君	渡 徹郎君
森下 元晴君	井谷 正吉君
稻村 隆一君	ト部 政巳君
岡本 隆一君	久保田 豊君
田口 誠治君	千葉 七郎君
泊谷 裕夫君	中村 重光君
西宮 弘君	村山 喜一君
山口丈太郎君	栗山 礼行君
竹谷源太郎君	林 百郎君

(議案提出)

一、昨十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。

国立教育会館法案
義務教育諸学校施設費国庫負担法の
一部を改正する法律案
總理府設置法等の一部を改正する法
律案
国立学校特別会計法案
農業改良資金助成法の一部を改正す
る法律案
日本観光協会法の一部を改正する法
律案
公営住宅法第六條第三項の規定に基
づき、承認を求めるの件
(議案受理)
一、昨十一日、予備審査のため内閣か
ら送付された次の議案を受領した。
林業信用基金法の一部を改正する法
律案
国有財産法第十三條の規定に基
づき、国会の議決を求めるの件
(案約付託)
一、昨十一日、委員会に付託された案
約は次の通りである。
経済協力開発機構条約の締結につ
いて承認を求めるの件(案約第一号)
外務委員会 付託
(議案付託)
一、昨十一日、委員会に付託された議
案は次の通りである。
總理府設置法等の一部を改正する法
律案(内閣提出第八一號)
内閣委員会 付託
国立教育会館法案(内閣提出第七九
號)
文教委員会 付託
駐留軍労働者の雇用安定に関する法
律案(中村高一君外十二名提出、衆
法第一〇号)
社会労働委員会 付託

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の
管理に関する法律案(芳賀貢君外二
十五名提出、衆法第九号)
農業改良資金助成法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第八三號)
以上二件 農林水産委員会 付託
日本観光協会法の一部を改正する法
律案(内閣提出第八四號)
運輸委員会 付託
公営住宅法第六條第三項の規定に基
づき、承認を求めるの件(内閣提出、
承認第一号)
建設委員会 付託
一、昨十一日、予備審査のため内閣か
ら送付された議案は次の委員会に付
託された。
国有財産法第十三條の規定に基
づき、国会の議決を求めるの件(内閣
提出、議決第一号(予))
大蔵委員会 付託
林業信用基金法の一部を改正する法
律案(内閣提出第八五號(予))
農林水産委員会 付託
(議案送付)
一、昨十一日、参議院に送付した内閣
提出案は次の通りである。
昭和三十三年度一般会計補正予算
(第三号)
昭和三十三年度特別会計補正予算
(特第三号)
昭和三十三年度政府関係機関補正予
算(機第三号)
一、昨十一日、予備審査のため次の本
院議員提出案を参議院に送付した。
甘味資源の生産の振興及び砂糖類の
管理に関する法律案(芳賀貢君外二
十五名提出)
駐留軍労働者の雇用安定に関する法
律案(中村高一君外十二名提出)

(衆議院予備金支出の件報告書受領)
一、昨十一日、議院運営委員長から昭
和三十七年度、昭和三十三年度衆議
院予備金支出の件についての報告書
を受領した。
(答弁書受領)
一、昨十一日、内閣から次の答弁書
を受領した。
衆議院議員加藤進君提出福井人納取
引所における売買中止に関する質問
に対する答弁書
福井人納取引所における売買中
止に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和三十三年二月一日
提出者 加藤 進
衆議院議長船田中殿
福井人納取引所における売買中
止に関する質問主意書
福井人納取引所は昭和三十三年七
月六日に左記事項を決定し、同年七
月八日から実施した。
七月限に対する新規の売買を一
切中止すること。
ただし、取引物件の倉庫証券を
提出しての新規交付玉については
は、これを認めるものとする。
八月限についても必要と認める
場合においては本非常措置に準ず
る措置を正副理事長が之を実施し
得るものとする。
右措置につき、次の点を質問す
る。
一 前記事実の有無
二 前記措置は通商産業大臣の処分
として行なわれたものであるの
か、それとも行政指導によるもの
か。

昭和三十一年二月十二日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

三 処分としてなされたものであるならば、その法的根拠および内閣の議を経ているかどうか。

四 行政指導によりなされたものであるならば、その具体的内容と理由。

五 前記措置では、ただし書で倉荷証券を提出しての新規売付玉のみを認めた。そこで福井人絹取引所は全代金を提供しての新規買付玉を認めなかつた。

このため一部の会員ならびに売買委託者に不測の損害を与えているが、かかる措置について政府の所見はどうか。

六 同じく、福井人絹取引所以外の織維取引所においてとられた売買取引の制限もしくは処分の実施を明らかにされたい。

右質問する。

昭和三十一年二月十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長 船田中殿

衆議院議員加藤進君提出福井人絹取引所における売買中止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員加藤進君提出福井人絹取引所における売買中止に関する質問に対する答弁書

一 当該事実があつた。ただし、八月限については、相場が平穏となつたため実施されなかつた。

二 通商産業大臣の処分として行なつたものではない。ただ当局においては、当時の人絹糸相場の異常な高騰（ビス糸三百四十八円、ケシ糸三百二十三円）にかんがみ、

「適切な相場安定措置を図りたい。」との申し入れを行なつた。この趣旨にのっとり、福井人絹取引所では、理事会において、具体的措置を決定し、実施したものである。

三 該当事項なし

四 当時の人絹糸相場の異常な高騰にかんがみ、「適切な相場安定措置を図りたい。」旨を取引所に対し口頭で申し入れた。

五 当該措置は、福井人絹取引所の理事会において決定し、実施したものであるが、その事情については、当時の人絹糸の在庫量に比し、売買取り組みが過大であり、かつ、緊急に本非常措置をとらねば、さらに買占め等の過当な投機取引が行なわれ、不当な価格（暴騰相場）が形成されるおそれのある実情にあつたためであると同取引所から説明を受けた。政府としては、人絹糸の当時の高騰相場の安定を図り、人絹織布業者等関係業界におよぼす影響を極力少なくするためには、已むを得ない措置であつたと考へる。

六 東京織維商品取引所（人絹糸）の場合
昭和三十一年七月八日以降人絹糸七月限の新規売買は、中止する。

大阪化学織維取引所（人絹糸）の場合
昭和三十一年七月九日以降人絹糸七月限の新規売買を行なわれないこと。ただし、受渡に供用できる倉荷証券をあらかじめ提供した売方の新規商内は、差し支えない。

右答弁する。

昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、政府に対し、事前売渡申込に基づいて昭和三十一年産米穀を売り渡した者の同年分の所得税について、その売渡しの時期の区分に応じ玄米換算百五十キログラム当たり一、七五〇円ないし一、一五〇円を非課税とする措置を講じようとするものである。

なお、本特例による本年度の減収見込額は約九億円である。

二 議案の可決理由
事前売渡申込制度の円滑な実施に資するための措置として適切なものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月十一日
大蔵委員長 山中 貞則
衆議院議長 船田中殿

日本鉄道建設公団法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、わが国における今後の鉄道新線建設を積極的に推進するため、新線建設事業を日本国有鉄道から切りはなし、日本国有鉄道に代わつて専心この事業を行なわせるべく、新たに、政府及び日本国有鉄道の出資により日本鉄道建設公団を設立し、もつて鉄道交通

網の整備をはかり、経済基盤の強化と地域格差の是正に寄与させようとするものである。その主な内容は次の通りである。

1 本公団は法人とし、資本金は政府出資金五億円と国鉄からの出資金及び現物出資の額の合計額とし、さらに今後、政府及び日本国有鉄道は追加して出資することができるとすることとする。

2 本公団の役員は、総裁一人、副総裁一人、理事六人以内、監事二人以内とし、その任免、職務権限、任期等について規定することとする。

3 本公団の業務の範囲を規定し、主たる業務として、鉄道新線を建設して、その建設した鉄道施設を日本国有鉄道に有償で貸し付け又は譲渡することとし、（ただし、後進地域の開発等のため運輸大臣が特別の必要があるときと認め、貸し付けを貸し付けることができる。）設立に当たつては、現在国鉄が行なっている新線建設事業をまず承継して事業を行なうこととする。

4 新線の建設に当たつては、まず運輸大臣が鉄道建設審議会に諮問して基本計画を定め、これを公団に指示し、その指示によつて公団は国鉄と協議して工事実施計画を作り、運輸大臣の認可を受けなければならないこととする。

5 その他公団の財政及び会計、監督、罰則、設立手続等について

て所要の規定を設けることとする。

二 議案の可決理由
本案は、わが国における鉄道新線の建設を今後積極的に推進するため妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和三十一年度特別会計予算産業投資特別会計において、日本鉄道建設公団に対する出資金として、五億円、昭和三十一年度特別会計予算産業投資特別会計において同じく十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年二月十一日
運輸委員長 川野 芳満
衆議院議長 船田中殿